

コロナ感染被害に向けた緊急事態の対応

4月以降の教会運営の指針基準案

全ての開催物は以下の基準をもとに決定する。但し主任司祭の判断において検討し、随時変更ができる。

① メインとなる基準

「ワクチン・特効薬が開発され入手可能となったとき、もしくは大阪府・京都府の発症者ゼロが2週間連続で続いた場合にのみ、自粛を解除する。」

② サブとなる基準

「大阪教区通達の内容を基準とする」

③ 配慮する基準

「香里の地域特性を考え、京都教区の通達基準も参考とする。」

1) 主日等の公開ミサについて

基本は上記三つの基準を参考とする。(高槻・枚方・香里の考え方)

2) 香里教会の年間行事

基本は①②に準ずる。北地区・教区行事への参加についてもこれを基準とする。

また上記の解除があってもゆとりをもって年末の12月までのすべての行事開催は見送る。

3) 香里教会の日常行事

基本は①②に準ずる。ただし、各団体の代表と主任司祭と相談の上、次の条件を満たしている場合は開催を検討することはできるものとする。

●条件：①密閉空間ではないこと。(屋外であるか常に換気が可能のこと。)

②聖堂以外で10人を超える集まりでないこと(香里教会の各施設の広さから)

③対面による会話や接触が多くない事

●対象：委員会・地区集会・日曜学校・黎明会・レジオマリエ・掃除当番・勉強会・祈りの集い等。

4) 教会の典礼以外の重要な集まり(今年限り)

・評議会はこの緊急時に司祭を助けるために、3役と相談のうえで全てを臨時評議会にする。

但し出席を義務とはせず、欠席者の意見は司祭に一任することとする。

・信徒総会については集会とはせず報告書を作成、個人の名前を記載した意見を受け付けるようにし、後日回答することとする。